

## 会議録

会議の名称	令和6年度第2回西東京市子ども子育て審議会
開催日時	令和6年8月26日（月曜日）午前9時30分から午後0時30分まで
開催場所	田無庁舎5階502・503会議室
出席者	<p>委員：森田会長、菅野副会長、井上委員、小野委員、鹿毛委員、加藤委員、小林 穰太郎委員、小林 正和委員、齋藤委員、篠原委員、島崎委員、武田委員、辻委員、中村委員、平野委員</p> <p>事務局：遠藤子育て支援部長、菱川子育て支援課長、齋藤幼児教育・保育課長、中村幼児教育・保育課主幹、笹本幼児教育・保育課主幹、河野児童青少年課長、宮崎子ども家庭支援センター長、堀健康課長、大内社会教育課長、栗林子育て支援課長補佐、小関幼児教育・保育課長補佐、岡田子ども家庭支援センター長補佐、倉本子育て支援課副主幹兼子ども相談係長、本谷子育て支援課調整係長、阪本幼児教育・保育課事業調整係長、菅原幼児教育・保育課給付係長、石塚幼児教育・保育課相談受付係長、菅原児童青少年課管理係長、松井健康課保健係長、吉野社会教育課社会教育係長、越川子育て支援課調整係主任、糸川幼児教育・保育課事業調整係主任、齋藤社会教育課社会教育係主任、須藤子育て支援課調整係主事、荒井幼児教育・保育課事業調整係主事</p>
議 題	<p>1 審 議</p> <p>(1) 西東京市子育て・子育てワイワイプラン 令和5年度実績について</p> <p>① 子育て・子育てワイワイプラン基本方針に基づく施策・事業の実績</p> <p>② 【子ども・子育て支援事業計画】教育・保育の量・質の実績</p> <p>③ 【子ども・子育て支援事業計画】地域子ども・子育て支援事業の実績</p> <p>(2) 子育て・子育てワイワイプランの策定について</p> <p>① 教育・保育及び地域子ども・子育て支援事業の量の見込み</p> <p>② 子どもワークショップ、若者調査の結果</p> <p>③ 基本理念・基本方針・施策体系</p> <p>④ 計画の名称</p> <p>(3) 西東京市公立保育園のあり方について</p> <p>2 報告</p> <p>入所選考基準等の文言整理（育児休業に関する意思表示）について</p> <p>3 その他</p> <p>令和6年度子ども子育て審議会スケジュール</p>
会議資料の名称	<p>資料1 西東京市子ども子育て審議会委員名簿</p> <p>資料2 子育て・子育てワイワイプラン基本方針に基づく施策・事業の実績</p> <p>資料3 【子ども・子育て支援事業計画】教育・保育の量・質の実績</p> <p>資料4 【子ども・子育て支援事業計画】地域子ども・子育て支援事業の実績</p> <p>資料5 西東京市子育て・子育てワイワイプラン 令和5年度実績について質問・意見一覧</p> <p>資料6 教育・保育及び地域子ども・子育て支援事業の量の見込み</p>

	資料7 子どもワークショップ及び若者調査 結果報告 資料8 基本理念・基本方針・施策体系（案） 資料9 保育所入所選考基準の一部改正（文言整理）について 資料10 保育所入所選考基準（文言整理案） 資料11 令和6年度子ども子育て審議会スケジュール
記録方法	<input type="checkbox"/> 全文記録 <input checked="" type="checkbox"/> 発言者の発言内容ごとの要点記録 <input type="checkbox"/> 会議内容の要点記録
会議内容	
<p><b>1 審議</b></p> <p><b>(1) 西東京市子育て・子育てワイワイプラン 令和5年度実績について</b></p> <p><b>①子育て・子育てワイワイプラン基本方針に基づく施策・事業の実績</b> 事務局から資料2、資料5に沿って説明</p> <p>○事務局： 事前に受け付けた質問・意見を資料5にまとめた。質問に回答させていただく。 ①-No.1については、市でも利用率の高さ把握をしており、今後アカウント作成について検証していく予定である。 ①-No.2については、教育相談やニコモルームに改めて繋ぐか、あるいは若者の自立のための相談窓口「We」を紹介している。 ①-No.3については、市内に児童館が11か所あり、いずれもボール遊びができる。施設状況等によってボール遊びの内容が若干変わる場合がある。 また、運動施設は5か所、公園は7か所でボール遊びができる。 地域別では、南町（柳沢児童広場、南町スポーツ・文化交流センター「きらっと」）、緑町（西東京いこいの森公園）、向台町（総合体育館）、芝久保町（芝久保三丁目ふれあい公園、芝久保運動場）、柳沢（むくのき公園）、保谷町（えのき児童遊園）、中町（スポーツセンター）、泉町（泉小わくわく公園）、ひばりが丘北（ひばりが丘北わんぱく公園）、栄町（健康広場）にある。今後場所を増やすかは決まっていない。</p> <p>続いて、子ども参加への取組について説明させていただく。 市では、子どもの権利の実現の観点から子どもの参加の取組を推進している。西東京市子ども条例に基づき、子どもの意見表明や参加の仕組みづくりに努めており、子どもの最善の利益の実現を図っている。令和5年4月に施行されたこども基本法により、子どもの意見表明はより一層推進すべき取組となったことから、各課の事務事業においても取り組めるよう、職員向けの手引を昨年度に作成した。内容としては、意見表明の位置付け、対象範囲、プロセス、手法、子どもからの意見等が記載されており、手引に基づいて庁内職員向けに研修も行っている。 また、庁内取組実績として、各課や施設において取り組まれている子どもの意見表明の機会確保の状況について、調査を行った。 取組件数では、直接意見を聴取するアンケートや子ども主体での企画運営の場となる子ども会議が多い。仕組み別件数では、企画や決定過程に子どもが関わる機会や仕組みが多く、子どもが参加するイベントや事業等の企画について子どもの声が反映される機会が設けられている。 令和5年度実績数と令和6年度の予定数を比較すると、令和5年度の取組実績が多く</p>	

なっている。理由としては、令和5年度が各課の個別計画策定年度になっており、子どもに対して市政計画に関する意見を聞く機会が創出されていたことやイベントの数が多かったということに起因しているものと分析をしている。

具体的な取組としては、「ほっとルーム通信の掲載内容について、子どもにヒアリングを実施、結果の紙面への反映」や「手引の作成にあたって子どもに対し意見がしやすい手法や内容、相手についてアンケート及びヒアリングを実施、手引への反映」などを実施した。

○森田会長：

庁内で手引を作り、具体的な実績を積み上げ評価をし、子どもの参加・意見表明の課題について認識しているかは重要である。各部署の温度差、参加に対する考え方が見えてくる。

資料2について、自己評価はほとんどがAである。

この評価についてどのような感じているか、共有したい内容があれば発言願う。

○加藤委員：

ボール遊びができる場を増やし、安全に遊べる環境を整えていくことはよいことだと思う。しかし、ボール遊び禁止と看板があるのにボール遊びをしている子どもを見かけることがあり、近くに遊べる環境がないのではと感じる。場を増やすとともにルールをもっと浸透できるような取組や声かけがあるとよい。

○辻委員：

ボール遊びができる場として、総合体育館やスポーツセンターと発言があったが、利用申請をして遊べるというのは子どもの希望している意味とは変わってくる。

子どものニーズは自由に使える空間、ボールで遊べる場所だと思う。ボール遊び禁止のところで、生徒がボール遊びをしていると学校にご意見をいただくこともあるので、ボール遊びの可否を明確にしていくのと同時に、ボール遊びができる場所と子どもが自由に使える場所を増やしていく必要があると思う。

○平野委員：

先ほど挙げられたボール遊びができる場所は狭いと思う。その空間で小学生や中学生はたくさん遊べない。そうすると禁止のところでも人いないからいいかなと思うこともあるだろうし、体育館に行こうとしてもすぐに行けないことも理解してほしい。

○中村委員：

えのき公園は朝9時から夜6時までの時間にボールで遊べる場所だが、フェンスが低く、小学生が蹴ったボールが近くに道路に出てしまい、飛び出してはクラクションを鳴らされるということがある。

ただ遊んでいいというわけではなくて、ボール遊びができるよう整えることも必要だと思う。

○加藤委員：

文理台公園では、ボール禁止の看板があるが、小中学生、時には大人もキャッチボー

ルなどをやっていたりする。野球をやっていた小学生のボールが未就学児の子どもに当たりそうになりお母さんがかばって怪我したという話を聞いたことがある。

見守る方を配置すれば、子どもたちも周りに気をつけて遊べ、見てくれている人がいるからこちらも気をつけようという気持ちになるのではないかな。

○武田委員：

ボール遊びのできる場所の説明の他にまり遊びとあるが、まりを蹴って戯れることは非常に大事である。お母さんたちが子どもと一緒にボールでなじんでいくという機会がすごく減っている。それは体育館に行ってということではなくて、公園でちょっと遊ばせるという機会を本当に大事にしてあげてほしい。

○平野委員：

ルールを守ることも大事だと思うが、それを柔軟に運用できるような市民同士の声の掛け合いができるまちになるとよいのではないかな。

○森田会長：

西東京市は施設がない自治体ではない。小中学校の運動場などをどのように使っていくか、どのように過ごしやすいまちをつくるかは子どもの権利の視点では重要な環境の整備である。子どもたちの意見を今後の計画の中にどのように入れ込んでいくのが重要である。

先日の子ども会議では多くの意見が出てきた。ボールで遊べる場あるいは運動する場は子ども、若者にとって大変重要な課題である。どのように場所を確保していくのか、整理するか、あるいはルールを作るのか、次の計画に反映をしていきたい。

令和5年度実績の各担当課による自己評価について、他者から見た評価として問題点や課題など、何かあれば事務局まで意見いただきたい。

○平野委員：

人権教育は小学校6年生と中学からと聞いているが、小学校6年生が初めてというのは遅いと感じる。子どもの発達状況に合わせて小学1年生又は幼稚園生に向けて人権教育を織り交ぜていけたらよいのではないかな。

また、子どもの場所や教育に関わる先生や職員が子ども条例や権利に関する研修を受けているのか気になる。

○森田会長：

東京都の幼稚園では人権教育が広がっている。

○小林 正和委員：

幼稚園の時から子どもの人権の授業もあったと思う。

どのように、誰が話すかも大事で、例えば外部講師を呼ぶのもよい。また、先生一人一人の研修も必要である。東京都のトップダウンだけでは浸透しないので、市を挙げてやるのも必要だと思う。

○森田会長：

低年齢の子どもたちに普及させることはとても大事な視点だと思う。最初は小学校以上としか考えてなかったものが、最近では乳幼児期の子どもたちの権利の問題をきちんと射程に入れていくという活動が始まってきている。

○菅野委員：

人権擁護委員として、人権教室をやりたい気持ちがあるが、受け入れがなかなか難しい。学校によっても人権に対する意識に格差がある。人権の花運動や人権メッセージ、作文など普段からもやりたい気持ちはあり、アピールしている。

西東京市は子ども条例ができて、子どもの権利擁護委員が一生懸命やっている。その委員の会議での情報交換の機会も少ないため、どこまで一緒にやっていくか悩みどころである。

○森田会長：

各部署が協力し合いながら子どもの様々な課題に向き合い、育ちの環境を整えていくことが大事である。

東京都は子どもの人権に関する動画やガイドブックなどを作成し、ホームページにも多く載っているのので、そういうものを使って、西東京市の子どもの権利文化を高めていければと思う。

## ②【子ども・子育て支援事業計画】教育・保育の量・質の実績

事務局から資料3に沿って説明

○事務局（幼児教育・保育課）：

現行として就学前の児童数が減少する一方で、保育ニーズが増加しているという点が注視されている。今後増加する場合、特に1、2歳の保育ニーズがまだ依然としてあることから、既存の施設を活用していくということが考えられる。また、減少する場合には、保育所対応で入所の状況を見ながら、弾力化の見直しや公立保育園の定員の調整を図っていく必要がある。そういった中で、今後公立保育園はどのような役割を果たしていくのか検討するために、審議の中の（3）公立保育園あり方検討部会を設置しているため、ここで一緒に報告させていただく。

現在、普光院専門委員を部会長とし、子ども子育て審議会からは、井上委員、武田委員、中村委員、専門委員として公立保育園の園長を含めて公立保育園あり方検討専門部会を設置し、7月から2回の審議を行ってきた。

第1回では国の動向としてこども家庭センター、こども誰でも通園制度、市の動向として総合計画、公共施設の総合管理計画などを確認してきた。

第2回では前回当該審議会で作成していただいたあり方方針を項目ごとに1つずつ振り返り、見直しのポイントあるいは新たな課題を議論してきた。

その中で大きく捉えた課題が2つある。

1つ目は、未就園在宅子育て家庭に関する支援である。共働き世帯の地域のつながりの希薄化や、父親の育児参加の不足等による母親の子育ての孤立感、あるいは負担感があると言われている。その中でこども家庭センターと密接な連携を図り、乳幼児家庭の状況に応じて幼児教育・保育、あるいは地域子育て支援事業等へどうつなげるかが課題として挙げられている。

2点目は、障害児保育や医療的ケア児に対して、他の子どもと同様の健やかな成長と発達を図るための、一人一人の発達状況に応じた保育の提供が課題となっている。

施設整備の方では公共施設等総合管理計画において公立保育園を基幹型保育園として地域子育て支援センター併設の保育園に位置付けて、今現行の5か所から中学校通学区域につき1か所、計9箇所への配置を検討するという事になっており、さらに障害児保育、医療的ケア児の支援の必要な部分の受け入れの充実を図ることとされている。さらに方針にあたっては、中学校との複合化を基本に検討することとなっている。

これらの課題も踏まえ、次回具体的な方向性の議論をする予定であり、改めて当該審議会の方へ結果を報告させていただく。

○井上委員：

基幹型保育園が市内5か所から9か所に増えることはよいことである。市内で抜けがないようにまんべんなくどの世帯の人も公立保育を中心に地域支援につながる育児サポートにつながる0歳代から18歳までつながるような目が増えるといい。

○武田委員：

見直しをしていかなければならないところは特に未就園の子どもたちところで、産後の育休中の方への援助が課題である。遊び場のようなところに行く人はかなり少ないので、市全体の中でもっと近くに通える場所、気軽に相談できる場所が必要かと思う。

○森田会長：

西東京市には基本計画がありその計画と保育などの整備計画をどのように連動させていくかは議論し続けている。

弾力化とは建物が伸びたりするわけではない。「建物はそのまま子どもがたくさん入る」ということを認めてきたわけである。本来のあり方としてはこうあるべきだとしているのであれば、戻さなければならない。しかし原則どおりとすると足りない状態になる。そうすると、子どもたちの利用できる一時保育のスペースなどがなかなかできなくなる。

そのあたりを就学前のところに資金が投下できるように全体として考えて進めてきた。そこで整備をしてほぼ入れるようにはなってきたが、足りない点もたくさんあり、これを今度の保育の量と質、施設のあり方を含めてこれから考える必要がある。

○中村委員：

母親が付きっきりで医療的ケア児を見ている方が多く、そういう方は社会からも孤立してしまう。そういう意味でも親も子どもと少し離れる時間が大切だと思うので、その辺の受け入れ体制も会議で話していきたい。

### ③【子ども・子育て支援事業計画】地域子ども・子育て支援事業の実績

事務局から資料4、資料5に沿って説明

○事務局：

令和5年度の実績と今後の課題について、各担当課から事業をピックアップし、事前にいただいたご質問等と併せて説明させていただく。

○事務局（幼児教育・保育課長）：

（１）利用者支援事業

令和４年７月の組織改正で、保育課から幼児教育・保育課となり、幼稚園と関わりが新たに出てきたため、窓口に来た方に幼稚園のことも適切に案内ができるよう充実をさせていく必要があると考えている。

育児休業中の来庁が難しい方への対応としてオンライン相談ができないかというところも課題と考えており、今年度は、試行的な実施を含めて検討していく予定である。

現在、市役所の窓口において、市民の保育園利用や幼稚園利用の相談に応じて、小規模保育所には事業者の特徴、幼稚園の紹介など相談内容に適した情報提供を行っている。今年度は幼稚園も巡回をさせていただけることになったので、各施設の特徴、魅力などを踏まえ、利用者支援の充実を図ってまいりたい。

資料５-③-No.1について、支援員の体制は、資格として地方公共団体の公務員としての在籍が通年して５年以上、保育士の資格を有するものということで、現在は公立保育園の園長経験者などを会計年度任用職員として３名配置している。利用実績は、令和５年度に７,２７０人の利用があった。

（８）一時預かり事業

幼稚園分は引き続き幼稚園の方で預かり保育など充実を図っており、利用実績も着実に伸びてきた。一方、幼稚園以外の方は、令和５年７月から０歳一時保育を新規に開設して公設公営５園で実施している。こちらも利用実績の方が増えてきたので、今後経過を見ていきたいと考えている。

○事務局（児童青少年課長）：

（３）放課後児童健全育成事業

令和５年度は田無柳沢学童クラブの定員の拡充する整備事業に着手をした。こちらは令和７年度中に開設の予定で現在準備をしている。また、令和６年度については、タイムシェアという学校の特別教室を放課後の時間で借り、学童クラブの過密化の解消に取り組む事業を始めている。放課後子ども教室との連携等を踏まえて、今後の対応を行っていききたいと考えている。

○事務局（子ども家庭支援センター長）：

（４）子育て短期支援事業（ショートステイ）

資料５-③-No.3については、幼児は１７２人、小学生は４４人の実績がある。

利用理由として、幼児の場合は保育疲れ、親御さんの用事というものが最も多く、小学生の場合は育児疲れというのが多くなっている。

幼児の中には小学生と兄弟で利用されている方もこの中にも含まれている。

（６）養育支援訪問事業・要保護児童等の支援に資する事業（育児支援訪問事業）

資料５-③-No.4-①については、ご家庭数である。

資料５-③-No.4-②については、児童数になるが、昨年度、要支援要保護両方も含めると新規の件数で１,２００件ほどである。内訳としては、５００名あまりが要保護、６００名あまりが要支援となっている。

資料５-③-No.4-③については、家事支援のみも含まれる。

資料５-③-No.4-④については、子ども家庭支援センターの職員又は子ども家庭専門

員が訪問する形で対応している。

資料5-③-No.4-⑤については、無償で実施している。

課題としては、支援が必要と思われて訪問の提案をしたところ、家庭に入ることを望まれないという方がいらした。今後丁寧な説明と寄り添う関係づくりの中でニーズをとらえて利用していただけるようにしていきたい。

○事務局（健康課長）：

（1）利用者支援事業（母子保健型）

資料5-③-No.2の質問について、このアプリからの配信はメール配信、アプリのプッシュ通知、アプリ内のお知らせへの掲載の3種類によって行なっている。配信する内容によってその3つを組み合わせ、また対象の方を絞りながら伝わりやすいようにお知らせの出し方を工夫している。

（6）養育支援訪問事業・要保護児童等の支援に資する事業（産前・産後ケア事業）

昨年度の実績として、およそ130件の利用があった。人数としては延べ171人で、今年度も同程度の利用が見込めるように確保している。

この事業は現在委託という形で実施しているが、事業者の所在地が都心部に多く、西東京市が、サービス提供のエリア外と言われるようなことがあり、この事業者の確保というところ、また質の担保といったところも課題というふうに認識をしている。

資料5-③-No.4については、①は利用者の利用人数を記載しており、②は利用人数と同様と考えている。③は訪問支援内容に家事育児支援も含んでいる。また、④は常勤の保健師で緊急対応をしている。⑤は無償で実施をしている。

○森田会長：

質問はあるか。

○井上委員：

一時預かり事業、預かり保育について、7月1日から0歳生後3か月一時預かりを新規に始めたところがあるが、これは他の年齢の子と一緒にの枠なのか0歳だけの枠があるのか。

○事務局（幼児教育・保育課長）：

0歳だけの枠がある。

○森田会長：

0歳に少し余裕があるというところを中心に使ってもらおう。ニーズは高いと思う。

○篠原委員：

タイムシェアで社会教育課や学校などと協議とあるが、他の事業についてもどこかの部署だけが考えるのではなく、色々なところと連携することが大事である。課の連携についてもわかるとよい。

○武田委員：

放課後児童健全育成事業で定員が130%を超えている施設がある。



○事務局（児童青少年課長）：

この130%という数値は4月当初の登録数で、実際は利用が週5日、週3日のお子さんもいる中で利用が7割から8割となっている。

令和5年度は130%の施設が28あり、利用は確かに増えているので、利用状況に合わせた確保も必要になると考えている。

○武田委員：

130%というと、居場所の確保は本当にされているのだろうかと思う。また、行きたいけど、つまらないなど様々問題がこの中には内在している。このあたりも改善していく必要があると感じる。過密化解消のために、早急に取り上げていただきたい。

○辻委員：

子どもの母数が多くなればその年度で割合は違う。これから数年の子どもの母数の推移はどのように掴んでいるのか。

○事務局（児童青少年課長）：

子どもの数は横ばいで、将来的には若干減ってくる見込みである。一方で、子どもを預けるニーズが年々増えている状況で、学童クラブのニーズは今後もう少し上がる見込みで考えている。

○平野委員：

定員超過が解決されていない。学童保育の施設を拡大するだけで解決しようとするのは難しいと思う。タイムシェアの話もあったが、色々なところと連携、リソースを活用しながら子どもの居場所や安全を考えていけるとよい。

例えば福岡県では子どもの施策で、小学校の校庭でプレイパークを毎日やっており、学童に行かない子もなんとなく学校で過ごせるような取組がある。

○森田会長：

放課後子供教室との関係はこれまでも子ども子育て審議会で議論している。

抜本的に制度を見直して、何か新しい取組を考えないといけない。子どもたちの放課後の健やかな育ちという環境を何とか確保したい。

## (2) 子育て・子育てワイワイプランの策定について

○森田会長：

子育て・子育てワイワイプラン策定について部会長から説明を願う。

○小野部会長：

7月2日と8月16日に開催された計画専門部会の審議内容を報告する。

1点目は、教育・保育及び地域子ども・子育て支援事業の量の見込みについて、国のワークシートに基づいた算出値と市の実情に基づいて算出された数値を提示いただき、議論した。計画専門部会では、学童クラブと子育て援助活動支援事業について、質疑があった。

2点目は、子どもワークショップ、若者調査の結果について、子ども会議実施報告書と若者調査結果報告書を基に、子どもや若者をめぐる現状と課題について議論した。

子どもワークショップ「子ども会議」については、7月2日の計画専門部会では、企画に関する意見をいただいた。また、7月14日、8月3日、4日には、これまでも大学生とのワーキンググループに参加していただいた井上委員、小林委員、平野委員に参加いただき、最終日の子どもの意見の発表には、篠原委員にもお越しいただいた。

武蔵野大学の学生が頑張ってくれて、子どもたちがとても楽しんでいて、また来たい、来年もやってくれるのかと何人もの子どもから直接聞かれて、アンケートの結果にもそのような感想があった。子どもは話したり、自分たちもかかわりたいという印象があったのでそれを実現に結び付けたい。

3点目は、基本理念・基本方針・施策体系について、次のワイワイプランには、「若者」が対象となることから、基本理念や基本方針にどのように若者の要素を入れるか、また時代の変化に合わせた文言の追加などについて、議論した。

4点目として、計画の名称を議論した。次のワイワイプランには、若者に対する取組が追加になることから、「子育て・子育てワイワイプラン」という名称を継続するかを議論した。

「西東京市子ども・若者ワイワイプラン」と、「西東京市子育て・子育て・若者ワイワイプラン」が挙がり、「西東京市子ども・若者ワイワイプラン」がスッキリしてよいのではないかという、議論がされた。

詳細については事務局の方から説明を願う。

#### ①教育・保育及び地域子ども・子育て支援事業の量の見込み

事務局から資料6に沿って説明

##### ○森田会長：

ファミリー・サポート・センターの提供会員がどれだけいるかによってファミリー・サポート・センターの利用実績が上がってくる。どのように提供会員を増やすかということである。そうしないとファミリー・サポート・センターの利用実績も伸びないし、計画の中には盛り込めない。

利用実績は、制度とサービスの量に規定されている。実績に基づいて計画を立ててしまうと非常に危険なものになる。

実績ありきではなく、調査結果もしっかり捉え、その上で一体何が問題なのかを意識していただきたい。

##### ○平野委員：

養育支援訪問事業、放課後児童健全育成事業とショートステイが繋がっているのか。レスパイト的な目的でショートステイが使えるのか。レスパイトとしてのショートステイに里親制度がある自治体もある。手軽な支援があれば深刻なケースにつながる前に対処できるケースがあるのではないかと。

##### ○事務局（子ども家庭支援センター長）：

養育支援訪問事業とショートステイを両方使われている場合もある。

ショートステイは、少し育児疲れをとるために利用いただく場合もある。

里親制度についてはそのような使い方も承知しているが、問題として里親のご家庭に養育家庭になっていただくことがまだ浸透しておらず、そのような家庭も少ないという現状もある。

○森田会長：

支援者を探すためには、様々な支援や講座などをしていかなければいけない。

○鹿毛委員：

人を雇いたくても、人が来ないとサービスの低下につながっていく。福祉施設又は子どもへの支援施設にしていくために、人材の確保を一緒に行う必要があるのではないか。職員と支援の充実に焦点をあて、考えていく必要があるのではないか。

○森田会長：

保育園でも0歳の赤ちゃんの一時保育が始まる。一般型の支援が拡充してくると使いやすくなっていき、子育ての負担を軽くできるような形が進んでいくと、西東京市全体としての子育てというのがもっと豊かになると思う。

## ②子どもワークショップ、若者調査の結果

事務局から資料7に沿って説明

○森田会長：

子どもを、子ども・若者に置き換えるだけの計画ではなく、若者をどのような形で計画の中に位置付けるのか、支援が必要な部分はどこにあるのかを明確化する必要がある。

## ③基本理念・基本方針・施策体系

事務局から資料8に沿って説明

○森田会長：

計画の名称にも関わるが、子ども・若者をどのように位置付けて、新しい施策、現在の取組を拡充することを検討しているのか。

○小野部会長：

基本理念を子ども・若者の権利の保障となっているが、当初は「子どもの権利の保障と若者の自己実現への支援」にしていた。だが子どもの権利の保障だけでなく、若者の権利の保障もあるという議論があり、こども大綱の文言や考え方に合わせた形とした。

○森田会長：

若者の権利は、具体的に法律として定められているわけではない。若者は何歳から何歳までと規定するのかについても様々な議論がある。

国際的に確立されている子どもの権利と若者の権利を並列していいものなのかどうかも、議論がある。

まだ規定されていない若者を年齢としても、対象としてもどのような形でこの中に位置付けていくか。

○小野部会長：

次期計画の対象者は、0歳からおおむね30歳未満の子どもや若者、及びそれらと関わる市民としているが、取組の内容または必要により30歳を超える者も対象とするとしている。また、切れ目のない支援ということで、こども家庭庁は子ども・若者の権利の保障ということで並列して書いている。

○森田会長：

西東京市に関しては子ども条例で18歳未満の子どもの権利を明確にしているのが、こども基本法では、年齢を規定しておらず、事業として必要な人という位置付けである。何を核にして子ども若者計画にするのか議論する必要がある。

次期計画は児童福祉法、こども基本法、そして子ども・子育て支援法などを総合的に抱え込んでいく。また、子どもの貧困対策、子ども・若者育成支援推進法、そして様々な家庭対象にした事業も必要になる。

また、健康プランや地域福祉計画、教育計画、生きる支援推進計画、障害福祉計画などの関連計画との整合性を持たせなければならない。

計画はある意味お互いが支え合いながら、その地域の暮らしをより良くしていくわけで、子どもや子育てに大きく関わるものについては、関連計画も射程に入れながらこの計画を作っていく必要がある。

#### ④計画の名称

○小野部会長：

計画の名称では、子育てしない若者もいるので、子育てに限らない方がよいのではということになり、子どもと若者を並列にするという議論があった。

○森田会長：

現行計画の「子育て・子育ち」は、少子化対策、保育対策、子育て支援計画であるエンゼルプランからスタートしている。そこに子どもの育ちを西東京市は明確にすることで、子どもたちの育ちとを支えるという意味で「子育て」という概念を使っている。

子どもを育てない若者もいるが、子育てをしている家庭が若者とも限らない。

○小野部会長：

子どもや30歳未満の若者及びそれらと関わる市民ということで、子育てしている保護者なども含めて考え方を決めていく必要がある。

○加藤委員：

対象者の年齢表現については「対象年齢とそれに関わる市民」や「必要により対象となる」などと表記されておりこの表現でよいのではないか。「子育て」に重きを置きながらも、若者のことも考えている表現になっていると感じた。

名称については、計画専門部会の案もすっきりしてよいと思うが、なぜ、子育てという言葉が入っているかという話を聞いた時にとっても大事なことで感じたので、全て入れるのは長すぎると思うが、子育てか子育ては残したい。

○平野委員：

学生や若者は少し弱い立場である。そういう若者を支援の対象となる計画の中に入れてもらうようにイメージすることはすごく意義があると思う。若者を支援することで、結果子どもが増えることなどにもつながっていくのではないかな。

○齋藤委員：

子どもを持たない若者も多い中で、子どもや子育てが若者より先になると子どもの子育てをするということを先に感じてしまうのではないかな。子ども・若者をワンセットで先にすることで若者も子どもも自分のことを考えてもらっているのだなと感じられると思う。

ワイワイプランの中には子育て・子育てというワードが多く出ている。子育てする人が自分もワイワイプランに関係あるというきっかけを作ってもらえれば、読んでもらえると思う。

○島崎委員：

対象者の年齢は、一般的には若者は39歳までで40歳になったから若者でなくなるわけではないと思う。39歳ぐらいまでを若者と捉えてその力も貸してもらおうという考え方もあっていいのではないかな。

○森田会長：

支援の対象だけではなく、支援者としても考え、それが循環していくというような位置付けということか。

○小野部会長：

計画の対象者の説明を少し考え直す必要がある。

○森田会長：

アンケート調査としては30歳未満だったが、全体として30代を向いてないわけではない。対象を支援者としても循環していくというような発想が出てきた。若者は支援の対象でも支援者にもなる。子育てもまさにそうだったわけで、その循環というのは西東京市の非常に大きな特徴でもある政策の柱である。

計画名称については、結論を急がず、全体を議論していく中で検討していただきたい。

### (3) 西東京市公立保育園のあり方について

○森田会長：

「1 審議 (1) 西東京市子育て・子育てワイワイプラン 令和5年度実績について  
②【子ども・子育て支援事業計画】教育・保育の量・質の実績」の際に説明があったの

で、次の議題に進む。

## 2 報告

### 入所選考基準等の文言整理（育児休業に関する意思表示）について

事務局から資料9、資料10に沿って説明

○井上委員：

これは点数を低くすることで、育児休業を伸ばしたいけれども、その不承諾通知がないと育児休業を伸ばせないという現状に即した改定になるのか。

○事務局（幼児教育・保育課）：

現状も指数の減点があるが、今回の厚労省から「入所保留を希望する旨の意思表示を行っているとなる」ことで指数を減点して入所保留になった場合、育児休業給付金の延長ができなくなったので、「入所保留を希望する」という旨が入らない文言にしたい。

○森田会長：

今のままだと「延長希望する場合は」と入っているので、ここが「延長を希望している」という事が全面に出てしまう。本当に入所できない時にこういう風な形ならばよいということ。実態としては変わらないということか。

○事務局（幼児教育・保育課）：

そうである。

○森田会長：

こちらの内容で承認してよろしいか。

○各委員：

異議なし。

## 3 その他

### 令和6年度子ども子育て審議会スケジュール

事務局から資料11に沿って説明

○森田会長：

令和6年度第2回西東京市子ども子育て審議会を閉会する。

以上